(身障手帳1~2級程度)

の状態

(18歳に達した年度

(児童が障害者

制

さまざまな手当制度をご紹介します。 必要な手続きはそれぞれ異なりますので 詳しくはお問い合わせください。

☎23局35-3≥2局354 児童手当

子育て支援課

対象

中学校修了前の児童を養育している方 (15歳に達した年度の末日まで)

所得制限

【**支給月日】**(申請月の翌月から支給 ※所得超過の場合、特例給付あり 有(平成24年6月分から

特例給付(所得超過者) 5,000円 (注)18歳の誕生日後、最初の3月31日 までの間にある児童を、年長者から順に 数えて第3子以降のことをいう

区

3歳以上小学校修了まで

3歳以上小学校修了まで

0~3歳未満

の第1子・第2子

の第3子以降(注)

中学校修了まで

愛知県遺児手当

【**支給月日】**(認定月の翌月から支給

している田原市に住所がある方

4・8・12月の25日(原則

支給額](月額・

児

童

人に

0

2千500円)※所

得により支給

制限があります。

対象

支給額 42,000円 41,990円 ~9,910円

2人目 1 人目に 5,000 円加算 3人目 以降

全部支給

部支給

※所得により支給制限があります。 手当受給開始6年目から、未就労の方は 手当額が2分の1となる場合があります。

年1回、8月中に現況届を提出することに

5 にあり、 場合は20歳未満) になります。 の末日まで)の児童 、公的年金の受給額によっては対象 18歳以下

を養育している方

【**支給額】**4・8・12月の11日

(原

劕

【**支給月日】**(申請月の翌月から支給)

1人につき 3,000 円加算

2級、

療育手帳 A判定)

の状態

は母が重度の障害

(身障手帳1~

または母がいない家庭、

父また

にあり、

18歳以下

年度の末日まで)

の児童を養 (18歳に達した 支給額

15,000円

10,000円

15,000円

10,000円

【支給額

(月額·児

童

人に

つき)

区 分

6・10・2月の7日(原則

離婚・ 日まで) 18歳以下 療育手帳 A判定) が重度の障害(身障手帳1~2級 たは母がいない家庭、 死亡・行方不明などで父ま の児童を養育している方 (18歳に達した年度の末 の状態にあ 父または母 ŋ

(対象)

母がいない家庭、

父または母が重度の

離婚・死亡・行方不明などで父または

児童扶養手当

必要書類などは受給者あてに郵送します。育証明書を提出することになっています。年1回、8月中に所得状況届および遺児養

田原市遺児手当

離婚・

死亡・行方不明などで父

区 分	支給額
1 ~ 3 年目	4,350円
4~5 年目	2,175円
5 年 経過後	支給対象外

※所得により支給制限が あります。

年1回、8月中に所得状 況届を提出することに なっています。必要書類 などは受給者あてに郵 送します。

【**支給月日】**(申請月の当月から支給) 童が父または母の障害年金の加算 4・8・12月の25日 対象になっているときは適用除外 ただし、 公的年金の受給者と児

| 支給額] (月額・児童一人につき